

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成17年9月10日発行

Vol.20



第22回 田沢湖・角館・西木合併協議会

予定されていた協議がすべて終了しました。

第22回合併協議会が、8月26日（金）午後1時30分から、田沢湖町総合開発センターを会場に行われました。

今回の協議会では、合併協定に基づく各種事務事業等の調整結果についてを含む報告5件と協議案1件について協議が行われました。

今回の協議会で、予定していた協議がすべて終了しました。

田沢湖・角館・西木合併協議会は、9月20日から3町村を廃止し、「仙北市」を設置することとなったため、その役割を終了することから、3町村議会の議決を経て、9月19日をもって廃止となります。

**第22回 合併協議会の報告・協議
・提案事項について**

報告、協議された事項は、次のとおりです。

【報告事項】

報告第三十八号

「合併協定に基づく各種事務事業等の調整結果について」

三月までに行われた協議会で、合併協定内容について、合併時までに調整することとした事務事業等の調整結果について報告されました。
(主な調整内容については三〜六ページをご覧ください。)

報告第三十九号

「特別職の職員の身分の取扱についての調整結果について」



特別職の職員の報酬について、次のように調整したと報告がありました。

在任特例期間中(平成十八年四月三十日まで)の議会議員の報酬は、合併前の条例により、それぞれの町村の議会議員に適用していた報酬の額とする。ただし、議長及び副議長についた議員については、それぞれの町村の議長及び副議長に適用していた報酬の額の最高額とする。

市長職務執行者の給与は、合併前の条例によりそれぞれの町村長に適用していた給与の額の最高額とする。
新市長の新給与が定まるまでの暫

定給与は、市長職務執行者の給与の額と同額とする。
合併に伴い臨時に選任された教育委員会委員である者のうちから任命された教育長の給与は、合併前の条例によりそれぞれの教育長に適用していた給与の額の最高額とする。
その他特別職の報酬は、別紙のとおりとする。(省略)

(主な特別職の報酬額)

職 名	報酬額(月額)
市 長(市長職務執行者も同額)	719,000円
教育長	498,000円
議 長	297,000円
副議長	262,000円
議 員(旧田沢湖町)	248,000円
〃(旧角館町)	173,000円
〃(旧西木村)	239,000円

(平成17年9月1日現在)

報告第四十号

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱についての調整結果について」
農業委員会委員の選挙区ごとの定

数について、次のとおりとすると報告がありました。

- ・田沢湖町の区域 九人
- ・角館町の区域 六人
- ・西木村の区域 五人

報告第四十一号

「消防団の組織編成等の調整結果について」

消防団の組織編成等については、次のとおりとすると報告がありました。(新市消防団組織図については、三ページをご覧ください。)

報告第四十二号

「田沢湖・角館・西木合併協議会の廃止について」

平成十七年九月二十日から三町村を廃止し、「仙北市」を設置することとなったため、田沢湖・角館・西木合併協議会は、その役割を終了することから、三町村議会の議決を経て、平成十七年九月十九日をもって廃止すると報告がありました。

なお、会計処理については、

一 協議会予算の収支については、協議会規約第十九条の規定に基づき廃止の日をもって打ち切り、会長であったものが決算を行うこととしていたことから、会長であった者が協議会委員であった者に決算書を送付するものとする。

二 廃止の日に属する協議会の財産及び事務については、すべて仙北市に引き継ぐものとする。

合併協議会の廃止については、三町協議会の議決を経て、知事への届出が必要である。

【協議事項】

協議案第六十六号

「地域審議会の取扱いについて」

第十回臨時合併協議会で、市町村の合併の特例に関する法律に基づき地域審議会を設置ことは確認されていましたが、詳細についての協議が整ったので、今回提案され、全会一致で確認されました。

【主な確認事項】

(名称)

- ・田沢湖地域審議会
- ・角館地域審議会
- ・西木地域審議会

(設置期間)

合併の日から平成二十八年三月三十一日まで。

(所掌事務)

新市建設計画の変更・進捗状況に関する事項等について審議する。

(組織)

委員数は十五人以内で組織する。

(任期)

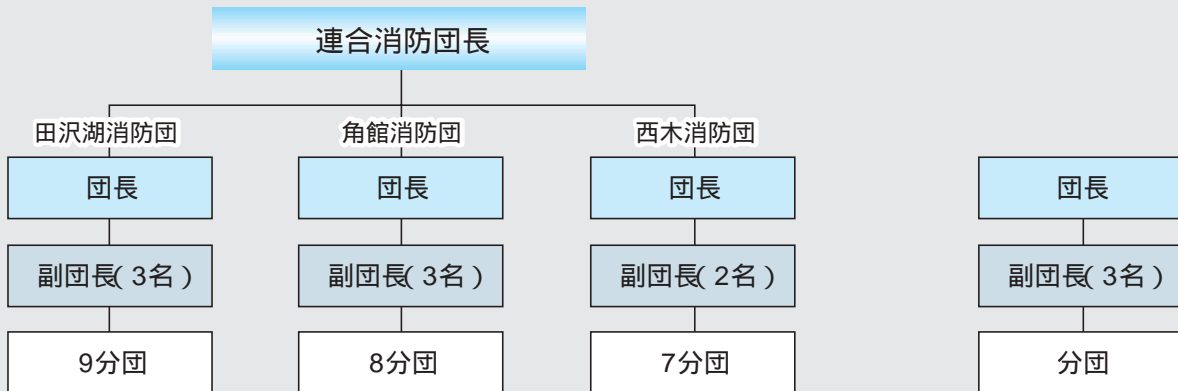
二年とする。

新市消防団組織図(案)

この組織形態は、新市消防団の組織形態が確定するまで(合併後3年)の暫定的なものとする。

【合併時】

【組織再編後】



各消防団は現町村消防団の体制を基本とする

分団は現町村消防団の分団体制を基本とする

〔連合消防団長の内容〕

いずれかの団長と兼務

各団の連絡調整を行う程度で、各団をまとめる統括権限及び各団への指揮権限は持たない。

事務事業の主な調整結果
(住民関連部分)

【行政区の取扱い】

- ・行政連絡員の行う業務
- ・市民との行政事務連絡業務、地域の声を行政に伝える業務、災害危険個所報告業務などを業務とし、平成十八年度から統一する。

【公共的団体等の取扱い】

商工会は合併済み(田沢湖角館西木商工会)、社会福祉協議会は九月二十日に合併。

【社会福祉協議会の取扱い】

・社会福祉協議会への委託事業
平成十七年度の各町村からの委託事業については、現行のまま継続して行う。平成十八年度からの委託事業については、国、県の補助事業基準等を考慮して、社協との協議を行う。

【使用料、手数料等の取扱い】

- ・地籍調査土地情報システム地図交付手数料
A四、A三判一枚につき二百円、A二、A一、A〇判一枚につき二百円
- ・地籍調査筆界点座標値閲覧手数料
一件につき二百円

その他の手数料については、現

行のとおりとする。

【国民健康保険事業の取扱い】

- ・各保健事業の調整
- ・短期人間ドックは、二万一千円を限度に助成する。

【広報広聴関係事業の取扱い】

- ・広報誌の発行
- ・月一回発行（発行日毎月一日）A四版、二十頁前後とする。広報名「広報せんぼく」。

【保健衛生事業の取扱い】

- ・妊婦相談、母子手帳交付 月四回実施する。
- ・田沢湖健康増進センター一回、角館健康管理センター二回、西木保健センター一回
- ・母子手帳は新市で統一したものを購入する。
- ・乳幼児相談は月一回、集団及び個別相談に再編する。
- ・予防接種事業

- ・結核検診 八月～九月に集団検診として実施する。
- ・BCG、ポリオ 集団接種で実施する。
- ・三種混合および風疹の実施方法 個別接種とする。
- ・インフルエンザの自己負担 個人負担額 接種料から千円を控除した額とする。

・健康づくり推進協議会

・広報等で公募又は各種団体代表等に委嘱する。

・委嘱委員は、三地区合計二十人、任期は二年とする。

【病院及び診療所の取扱い】

- ・病院事務の体制等について 市立田沢湖病院の事務局に総務管理課を設置し、総務、医事、会計業務を行う。
- ・相違している手数料等については、合併後三年を目処に統一する。
- ・診療所の体制や運営等について 事務組織は、合併後も現状のとりとする。
- ・診療所、歯科診療所は保健課、国保診療所は市民課の所管とする。

【障害者福祉事業の取扱い】

- ・障害者福祉事業について 知的障害者のグループホーム等の利用について居宅支援として支援費を支給する。
- ・町村が独自に実施しているもの。 身体障害者住宅整備資金貸付については、貸付額の上限を百五十万円として実施する。
- ・住宅のバリアフリー化を望む身体障害者に対し、上限を五十万円として支援を行う。

【高齢者福祉事業の取扱い】

- ・生きがい活動支援通所事業
- ・介護予防・生活支援事業実施要綱に伴う事業該当者は利用負担十%とする。西木の山鳩館利用者で、介護非該当者については、単独事業として実施する。
- ・緊急通報体制等整備事業
- ・秋田県社会福祉協議会へ通報用端末を設置する。
- ・利用料金は月額六百元とする。
- 【高齢者福祉事業の取扱い】
- ・介護予防事業（転倒骨折予防）
- ・国・県の介護予防地域支え合い事業補助要綱に該当する事業を実施する。平成十七年度は現状の制度を移行、平成十八年度の計画は、五月から月一回の実施を計画する。
- ・介護用品の支給事業
- ・平成十八年度から田沢湖町の例により、在宅で介護度四・五の方を介護している家族を対象に世帯の課税状況に応じ、介護用品券を支給する。
- ・生活管理指導事業（短期宿泊）
- ・介護保険法のサービスを受けることができない者の中で、介護を要する介護者の施設における短期の宿泊を実施する。
- ・家族介護教室
- ・平成十七年度は現行のとおりとし、平成十八年度から統一する。
- ・家族介護者交流事業
- ・参加対象者は寝たきり高齢者の看護者に限定し、年間一～二回の開催とする。
- ・食の自立支援事業
- ・平成十七年度は現行のとおりとし、平成十八年度から統一する。
- ・敬老式
- ・十七年度から三町村とも式典を廃止した。
- ・地域ケア会議
- ・仙北市として一か所で開催する。
- ・在宅老人等在宅介護手当支給事業
- ・平成十八年度に廃止する。
- ・老人健康増進事業（温泉入浴券）
- ・十七年度は経過措置として、西木村のみ実施する。
- ・平成十八年度の事業については、予算編成時に協議する。
- 【環境衛生事業の取扱い】
- ・斎場、火葬場
- ・市民については使用料を無料とする。
- ・墓地工作物の届出・許可
- ・埋葬場所の工作施設の基準は、田沢湖町の例による。
- ・高さは、地面から三メートル以内
- ・盛土設備の高さは、地面から〇・六メートル以内
- ・柵類の高さは、地面から一メートル

ル以内
 植栽する樹木は主として、かん木性樹木とし高さ二メートル以内に整形できる樹種

【ごみ収集運搬業務事業の取扱い】

- ・生ごみ処理容器購入費補助
- ・コンポスト及び電動式生ごみ処理機購入にかかった経費を補助する。補助金は購入額の二分の一とし、二万円を上限とする。
- ・ごみ減量等推進審議会等

仙北市廃棄物減量等推進審議会委員十名以内で組織する。任期は二年。

【農林水産関係事業の取扱い】

- ・農林経営基盤強化資金利子補給事業

県の単独上乘せ利子助成事業後の実行金利に対して、仙北市単独上乘せ利子助成事業（仮称）仙北市認定農業者ジャンプ資金）として実行金利



の二分の一を五年間助成する。

合併前の資金は、債務負担行為に基づいて現行どおり新市に引き継ぐ。

- ・新たな米政策に関連する事業

今年度の転作関連事業は、農家の取り組みも実施されており、現行制度で実施するものとする。来年度の取り組みは、仙北市地域水田農業推進協議会の設立、仙北市地域水田農業ビジョンを策定し、これに基づいて事業を実施するものとする。

- ・畜産まつり・畜産共進会

平成十七年度は、三町村共催で七月上旬に開催している。合併後は、仙北市事業として開催する。

- ・家畜防疫対策事業

家畜防疫事業は、家畜伝染病予防事業費補助金（アカバネ病予防注射、五種混合予防注射、ヘモフィルス予防注射、脳炎バルボ予防注射、TGE予防注射）、和牛健康検査事業費補助金、遺伝病検査費補助金を対象事業とする。

- ・家畜導入補助事業

家畜導入補助事業は、優良素牛等導入事業、肉用牛特別導入事業、乳用牛導入事業、受精卵移植推進事業、優良種豚導入事業を対象事業とする。

- ・肉用牛特別導入事業基金

統合して仙北市に引継ぐものとする。なお、国庫補助事業として積増を行うこととする。

- ・土地改良事業受益者負担

市営土地改良事業の国庫補助事業のうち農業用排水施設、農業集落排水施設及び暗渠排水施設については、受益者負担金を賦課する。

- ・町村単独土地改良事業及び小土地改良事業費補助金

市単独の市営土地改良事業は施行しないこととし、小規模土地改良事業費補助事業として実施する。補助金交付基準は、水利組合等の団体が施行するもので事業費五百万円を上限に事業費の三十%を補助するものとする。

- ・農地・農業用施設災害復旧事業（国庫補助事業）受益者負担

農地・農業用施設災害復旧事業の国庫補助事業については、測量試験に要する費用を受益者負担金として賦課するものとする。

- ・農地・農業用施設災害復旧事業（小規模災害復旧事業）補助金交付基準

小規模な災害復旧事業（国庫補助事業の基準に満たないもの）は、小規模農地・農業用施設災害復旧事業

費補助事業として実施する。補助金交付基準は、個人又は水利組合等の団体が施行するものに対し事業費六十五%を補助するものとする。

- ・緑化推進事業（緑の羽根募金）

合併後、仙北市緑化推進協議会を設置し、緑化推進事業に取り組みものとする。なお、合併時には平成十七年度事業は終了しているため、平成十八年度事業に向けた取り組みを行うこととする。

- ・作業道開設事業費補助

作業道開設事業費補助金交付基準は、一路線当たり五百万円を上限に路線延長一メートル当たり千円とする。

- ・間伐事業等補助

間伐事業費等補助金交付基準は、国庫補助事業の補助対象要件に基づき事業を実施し、市単独嵩上げ補助は実施しないものとする。

- ・有害鳥獣駆除事業

事業費補助を取りやめ、年間分の事業委託契約とする。

【商工・観光事業の取扱い】

- ・中小企業等振興対策事業

中小企業振興対策事業は、対象業種を製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、宿泊業、サービス業（風俗業を除く。）とし、新設、増設、移

転を対象とする（投下固定資産、雇
用者数の要件あり）。奨励措置は、
固定資産税の減免、用地取得助成、
常時雇用奨励とする。

・ 中小企業資金融資制度

中小企業事業資金融資制度は、仙
北市中小企業振興資金制度として一
企業あたりの融資限度額千五百万
円、融資期間七年以内、利子補給率
一・三〇%とする。

なお、今年度は経過措置として現
行制度を適用させるものとする。

【勤労者・消費者関連事業の取扱い】

・ 勤労者対策事業補助金
勤労者対策事業費補助金交付基準
は、従業員資格取得及び技術習得研
修事業については、補助率を対象事
業費の三分の一とし、限度額を一企
業当たり三十万円とする。

勤労者福利厚生施設整備事業につ
いては、補助率を対象事業費の三分
の一とし、限度額を一企業当たり二
百万円とする。

雇用対策事業費補助金交付基準

は、対象事業を国の助成制度基準に
満たない就労のための技術取得及び
資格取得研修とし、補助率を対象事
業費の二分の一とし、限度額を一件
当たり三万円とする。

・ 離職者技術習得及び資格取得研修

事業並びに学卒等未就労者技術習得
及び資格取得研修事業は廃止するも
のとする。

【上・下水道事業の取扱い】

・ 冬期間の検針

十二月四月の検針業務について
は、積雪のために検針が困難な場合
は、五月～十一月の平均使用水量等
を勘案のうえ、認定使用水量とする。

【学校教育事業】

・ 遠距離通学補助事業

基本的に通学距離の片道が、小学
校四キロメートル、中学校六キロメ
ートルとし、既存制度で対象として
いた地区についても引き続き対象と
する。

・ 通学自転車購入事業

平成十七年度に廃止。

・ 放課後児童対策事業

田沢湖、角館地域については、事
業を継続する。西木地域については、
合併後にアンケート調査を行い、そ
の結果に基づき検討することとす
る。

【社会教育事業】

・ 広報誌発行業務

月一回発行する。

・ スポーツ少年団補助関係

角館町の補助要綱を基本とする。

【文化振興事業の取扱い】

・ 文化財保護審議会

委員は十五人以内とする。

【その他の事業の取扱い】

・ 入札及び入札の公表

入札結果については、百三十万円
以上の工事入札の結果を一年間公表
する。

・ 情報公開制度

三町村の現行条例をもとに新条例
を制定し、合併の日施行する。

仙北市民ガイドを
全戸に配布します。

合併協議会では、合併後の新市の
組織・機構や行政サービスについ
て、項目毎に解りやすく解説した市
民ガイドを作成し、全戸配付します。
市民ガイドには、住所表示、郵便
番号、各庁舎の主な業務、合併に伴
う各種手続きなど身近な行政サービ
スについて掲載しています。
ぜひ、ご活用ください。



合併まであと10日です
(9月10日現在)



事務局より

協議会だより第二十号を発行しました。協議会だよりも今回で最終号となりました。みなさまに、協議内容のわかりやすくお伝えすることを心がけてきましたが、うまく伝えられなかった点が多かったのではと、反省の気持ちでいっぱいです。長い間ご愛読いただきありがとうございました。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会
〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47
TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934
HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>
e-mail gappei@hana.or.jp